

**日本国経済産業省と米国商務省との間の知的財産権の保護及び執行と  
その他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ  
(抄)**

平成18年3月30日  
日本国経済産業省  
米国商務省

日本国経済産業省及び米国商務省は、国内外において産業界の利益の増進及び保護に努力する責務を有している。これらの目的を達成するため、経済産業省及び商務省は、知的財産権の保護及び執行、輸出管理、クリーン開発と気候問題、基準認証並びに情報セキュリティの分野を含む、両国が認識するグローバルな課題について、既存の成長のための日米経済パートナーシップのもとでの建設的な対話も踏まえ、二国間の協力の強化に取り組む。

**・知的財産権の保護及び執行（抜粋）**

A．模倣品・海賊版の撲滅のための協力強化（略）

B．啓発活動の実施及び知的財産権保護のための支援（略）

C．特許手続の効率化

経済産業省及び商務省は、特許手続にかかる作業の負担及び重複を軽減し、国際的な特許取得の効率化を図るため、特許手続の調和のために協力し、以下の取組を行う。

1．外国特許庁に自国特許庁の調査及び審査結果を提出することにより、出願人が早期に外国での特許を取得可能とする仕組みを構築する（特許審査ハイウェイ構想）。

2．自国特許庁の調査及び審査結果の外国特許庁への提供により、出願人が低コストで外国における特許を取得できるようにするための新たな法的枠組みの構築に向けて取り組む。

3．特許出願の迅速な審査と、より高品質の特許を促進するため、情報基盤とシステムの整備を行う（電子出願の促進、対応する出願書類の照会や書類の送信を行うためのインターフェースの構築、機械翻訳技

術の向上等)

- 4．2006年三極審査官会合プログラムにより、日米両国の審査官の相互派遣について協力を行う。
- 5．日米欧三極での取組において、特許審査実務及び出願様式の調和について協力する。

D．特許制度の調和

知的財産権保護の世界的調和を促進するため、経済産業省及び商務省は包括的な協力関係を強化する。特に、経済産業省及び商務省は、特許法の実体規定の調和を推進するため、緊密な協力関係を築いている。

E．技術協力の強化（略）

- ．基準認証（略）
- ．輸出管理（略）
- ．クリーン開発と気候問題（略）
- ．情報セキュリティ（略）